

せっぽうし い どう えんじ ぎょう 札幌市移動支援事業

移動支援ガイドライン

# 【令和7年10月】

せっぽうし ほ けんふくし きょくしょう ロッパ ふくし ぶ しょう ぶくし か 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

### ~はじめに~

しょうがいしゃじ りっし えんぼう し こう ともな しょう かた い どうし えん ち いきせいかっし えんじ ぎょう 障 害者自立支援法の施行に伴 い、障 がいのある方の移動支援は、地域生活支援事業 の し ちょうそん ち いき じっじょう そく じっし 必須事業 として位置づけられるとともに、市町 村が地域の実情 に即して実施するものと されたところです。

せっぽろし れ幌市といたしましては、この移動支援事業 について、障 がいのある方が地域生活をいとな がいしゅつき かい かくだい はか たいへんじゅうよう じ ぎょう かんが じ ぎょうない 営 み、外出 機会の拡大を図るうえで、大変重 要な事業 であると考 え、これまで事業 内ょう じゅうじつ せいど しゅうち っと 容の充 実や制度周 知に努めてきたところであります。

その一環として、移動支援事業 の疑問点等を整理し、寄せられた多くのご質問・ご指摘
など しゅうやく
等を集 約し、わかりやすい形 に編集 したものがこのガイドラインです。ガイドラインの
ぜんはん せいと ないよう
前半は制度内容についての説明とし、後半はQ&A形式として代表 的な質問を掲載しております。

このガイドラインが、移動支援サービスを提供 される事業 者の方々はもとより、現場で かたがた ひろ かつよう えんかつ じ ぎょうしゃ かたがた ひろ かつよう えんかつ じ ぎょううんえい し ガイドヘルプにかかわる方々に広くご活用いただき、円滑な事業 運営に資することができれば幸 いです。

まっぽっしょ けんふくし きょくしょう しょう しょう いふくし かれ幌市保健福祉局 障 がい保健福祉部障 がい福祉課

# 目 次

1	移動	** ****	1
2	移動	うし えん たいしょうしゃ 加支援の対象 者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	実施	である。 西方法	3
4	外出		3
5			5
6	サー	• • •	5
7	サー		6
8	その	た りゅうい じ こう )他留 意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9	移動		8
	Q1	グループホーム入 居中 に移動支援を利用する場合 / 8	
	Q 2	い どうし えん つうういんじ とりあつか <b>移動支援における通院時の取扱 い / 8</b>	
	Q 3	にゅうたいいんじ       りょう         入 退院時の利用 / 9	
	Q 4	びょういん し せつ にゅういん にゅうしょちゅう ば あい 病 院や施設に入 院・入 所中 である場合 / 9	
	Q 5	1回当たりのサービス提供 時間 / 9	
	Q 6	市外に行く場合 の 移動・支援/9	
	Q 7	ヘルパー自らが運転する場合の算定/10	
	Q 8	じ ぎょうしゃなど しょゅう くるま りょう 事業 者等が所有する車 の利用/ 10	
	Q 9	<sup>は けん ょう</sup> こうつうひ ヘルパー派遣に要する交通費 / 11	
	Q 10	ふくすう もくてきち ば あい 複数の目的地がある場合/ 11	
	Q 11	もくてきち 目的地のみの支援 / 11	
	Q 12		
	Q 13		
	Q 14	せんとう おんせん にゅうよく スーパー銭湯や温泉での入 浴 / 12	
	Q 15		
	Q 16	い どうし えんじ ぎょうしょなど かいさい たずさ ぎょうじ など りょう 移動支援事業 所等が開催に携 わる行 事等の利用/ 12	
	Q 17	akhti りょうせいげん 年齢による利用制限 / 13	
	Q 18	<sup>つうしょと ちゅう もくてきち む ぱ あい</sup> 通所途中 に目的地へ向かう場合 / 14	
	Q 19	<sup>じゅんび</sup> まこな がいしゅっ ば あい 準 備のみを行 って外出 できなかった場合/ 15	
	Q 20	しんたいかいご ともな ば あい しんたいかいご ともな ば あい ないよう 『身体介護を伴 う場合』と『身体介護を伴 わない場合』のサービス内容/ 1:	5
	Q 21	りょこうちゅう いどうし えん りょう 旅行中 における移動支援の利用 / 15	

- がいしゅつ ちょうき 『通年かつ長 期にわたる外出 』に該当するもの/16 Q 22
- い どうし えんじ ぎょうしょ もくてきち がいしゅっ **移動支援事業 所を目的地とした外出** / 16
- To the the solution of the table to table to the table
- し えんがた ていきょうぎ む
- Q 25 グループ支援型の提供 義務/17
- し えんがた し かくようけん Q 26 グループ支援型の資格要件/17
- しんたいかいご ともな ば あい しんたいかいご ともな ば あい し えんがた 『身体介護を伴 う場合』と『身体介護を伴 わない場合』のグループ支援型/17 しんたいかいご ともな Q 27
- | 夕1471 聴で ローンツロロー し えんがた しゅっぱつち こと ば あい し えんがた 出 発地が異なる場合のグループ支援型/ 17 こ べつし えんがた し えんがた へいよう プナゼギリの従用 / 18 Q 28
- Q 29 個別支援型とグループ支援型の併用/ 18
- し えんがた Q30 グループ支援型におけるキャンセルの取扱 い/18

### n どうし えん がいよう **1 移動支援の概要**

### w どうし えん たいしょうしゃ **2 移動支援の対象 者**

つぎ じょうたい かた しょう たんどく い どう こんなん ば あい い どうし えん たい 次の状 態にある方で、障 がいによって単独での移動が困難である場合に移動支援の対 しょう 象 となります。

<sub>しょう しゅべつ</sub> 障 がい種別	たい しょう よう けん 対 象 要 件
LAたいしょう しゃ 身体障 がい者 じ (児)	からです。 からい とう い どう しつがい いちぶ かいじょい じょう かた 次のいずれかに該 当し、移動(室外)が一部介助以上 である方が対象 となります。 ではんしんぜいしょう で全身性障 がい
	LARKUL s j が い しょう がい しょう がい しょう がい と うきゅう         身体障 害者手帳 を所持し、肢体不自由の障 害程度等級 が 1         きゅう い じょう しょう ゆう かた         級 もしくは2級 であり、2以上 (※1) に障 がいを有する方         たいかんき のうしょう ゆう         ※1 体幹機能障 がいについては、両 下肢に機能障 がいを有す
	る場合に準 じて取扱 うこととします。 し かくしょう
	を
s てきしょう しゃ 知的障 がい者 ピ (児)	つぎ がいとう い どう しつがい いちぶ かいじょい じょう かた 次のいずれかに該当し、移動(室外)が一部介助以上 である方がたいしょう 対象 となります。 りょういくて ちょう しょじ かた
	<ul> <li>○療 育 手帳 を所 持している方</li> <li>じ どうそうだんしょまた ち てきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ ち てき</li> <li>○児童 相 談 所 又 は知的 障 害 者 更 生 相 談 所 で知的 障がいとの判定を受けた方しょうがいふくし こうどうえんご かか たいしょうしゃようけん み ば あい こう</li> <li>※ 障 害 福 祉サービスの行 動 援 護に係 る対 象 者 要 件 を満たす場合 は、行</li> </ul>
せいしんしょう しゃ 精神障 がい者	じえんがた りょう のぞ しえんがた りょう のぞ しえんがた りょう のぞ しえんがた りょう のぞ 動援護が優先されます(グループ支援型の利用を除く)。  つぎ がいとう い どう しつがい いちぶ かいじょい じょう かんあんじ 次のいずれかに該当し、移動(室外)が一部介助以上 かつ勘案事
(児)	<sup>で で で で で で で で で で で で で で で で で で で </sup>
	せいしんしょうがいしゃほ けんふくし て ちょう しょじ かた ○精神障 害者保健福祉手帳 を所持している方

	せいしんしょう じゅう ねんきん <b>○精神障 がいを事由とする年金認められた方が対象となります。</b> しょうがいふくし こうどうえんご かか たいしょうしゃようけん み ば あい  ※ 障害福祉サービスの行動援護に係る対象者要件を満たす場合は、こうどうえんご ゆうせん しえんがた りょう のぞ  行動援護が優先されます(グループ支援型の利用を除く)。
難病者(児)	つぎ がいとう い どう しつがい いちぶ かいじょい じょう かた 次のいずれにも該当し、移動(室外)が一部介助以上 である方がたいしょう 対象 となります。 しょうがいしゃそうごうし えんほう たいしょう なんびょう り かん かた ○ 障 害者総合支援法の対象 となる難病 に罹患している方
	とくていい りょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょう いし しんだんしょなど ようしきふ ※1特定医療 費(指定難病 )受給 者証 や医師の診断書等(様式不もん きょしょうしょるい かくにん 問)の挙証 書類により確認 します。 しいじょう なんびょう ともな しんたいしょうじょう かた ○2肢以上 に難病 に伴 う身体症 状 がある方 たいかんきのう かか しんたいしょうじょう りょうかし しんたいしょうじょう ※2 体 機能に係る身体症 状 については、両 下肢に身体症 状 が ぱ まい じゅん とりあっか ある場合に準 じて取扱うこととします。

### じっし ほうほう **3 実施方法**

cxっ しえん がた (1) 個別支援型

1名の障 がい者(児)に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行 いす。

(2) グループ支援型

複数の障がい者(児)に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。

### がいしゅつ はんい 4 外出 の範囲

がいしゅっ はんい 外出 の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供 されるサービス であることを踏まえ、「社会通念上 適当であるかどうか」という観点から判断します。 またく もくてきち きょたく いちれん こうい い どうし えん たいしょう また、『居宅~目的地~居宅』の一連の行為が移動支援の対象 となりますが、この一連 の行為の中で、居宅から目的地(目的地から居宅)の支援を家族等が行 う場合について かたみちまた もくてきち し えん い どうし えん たいしょう は、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象 となります。

(1) 対象 となる外出 の範囲

さつぼろし い どうし えん たいしょう がいしゅつれい つぎ 札幌市における移動支援の対象 となる外出 例については、次のとおりです。

事由	がいしゅつないよう 外出 内容	がいしゅっさき れい 外出 先の例
しゃかいつうねん 社会通念 じょうがいしゅっ 上外出が ひつようふかけつ	ぎょうせいき かんなど 行 政機関等に関わる手続き、相談、 せんきょ とうひょうなど 選挙の投票でつづ でうできる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	しゃくしょ       くゃくしょ       さいばんしょ       けいさつしょなど         市役所、区役所、裁判所、警察署等         かんこうちょうなど         の官公庁       等
必要不可欠 と 認めら れ る場合	い りょうき かん じゅしん しゅっさん にゅうたいいん 医療 機関への受診、出 産・入 退院 など て つづ そうだんなど 等の手続き、相談等	びょういん しんりょうじょ ほ けん など 病 院、診療 所、保健センター等
しゃかいさんか そく 社会参加促しん かんてん	ぶんか しせつ など りょう 文化施設等の利用	び じゅつかん えいが かん かいじょうなど 美術 館、映画館、コンサート会場 等
進の 観点か にちじょう ら 、 日常	たいいくし せつなど りょう 体育施設等の利用	たいいくかん きょうぎ じょう 体育館、競 技場 、プール等(※)
せいかつじょうがい 生活上外	かんこうし せつなど りょう 観光施設等の利用	どうぶつえんなど 動物園等

しゅっ ひつよう 出 が 必要 ば あい	muto 買物	<sub>ひょうてん</sub> など 商 店、デパート等
な場合	りょう びょう きっ 理容・美容・着付け	りょういん びょういん 理容院、美容院
	かんこうそうさい <b>冠婚葬祭</b>	けっこんしき そうしき ほうじ など かいじょう 結婚式、葬式、法事等の会場
	きんゆうき かん りょう 金融機関の利用	ぎんこう ゆうびんきょくなど 銀行、郵便局 等
	くに どう し く しゅさい けんしゅう こうざ         国、道、市、区主催の研修 ・講座・         くんれん けんがくなどかくしゅぎょうじ さんか         訓練・見学等各種行 事への参加         しょう しゃだんたいなど しゅさい ふくし たいかい 障がい者団体等の主催する福祉大会など さんか         等への参加	でいたくていけん こんだんかいなど 政策提言サポーター懇談会等

ばんそう かっそう すいえいなど いっしょ ※ マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等をヘルパーが一緒に行うことは、ガイドヘル ほんらいぎょうむ パーの本来業 務とはならない。

など たんどく りょう ねんれいせいげん もう プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単 とく りょう ねんれい たっ ば あい い どうし えん たいしょう 独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象 とはならない。

(2) 対象 とならない外出 の範囲 がいしゅつ っき かか がいしゅつ さっぽろし い とうし えんじ ぎょう たいしょう 次に掲げる外出 については、札幌市における移動支援事業 の対象 とはなりません。 い どうし えんじ ぎょう たいしょう

事 由	外出先の例		
けいざいてきかつどう かか がいしゅつ 経済的活動に係る外出	つうきん えいぎょうかつどうなど 通勤、営業 活動等		
っうねん ちょうき がいしゅっ 通年かつ長 期にわたる外出	つうがく つうしょ つうえん がくどうほ いく そうげい 通学、通所、通園、学童保育への送迎		
たせいど りょう 本制度を利用することが適当ではない いしゅっ 外出	<sup>ふ きょうかつどう</sup> 布教 活動		
	こうじょりょうぞく はん がいしゅつ ギャンブル、公序良 俗に反する外出		

せっぽろし つうがく き しゅくしゃ ふく つうしょ がくどうほ いく そうげい いどうし えん りょう 札幌市では、通学(寄宿 舎を含む)、通所、学童保育への送迎について、移動支援を利用す い どうし えん り よう みと つぎ がいとう っき がいとう い とうし ぇん りょう みと ば あいることはできませんが、次に該当するときには、移動支援の利用が認められる場合がありますの かくく やくしょほ けんふくし か そうだん で、各区役所保健福祉課にご相談ください。

- つうがく がくどうほ いく ① 通学・学童保育への送迎

  は こしゃ しゅうろう しょくぎょうくんれん しょう しょうびょう しゅっさんなど つきそ は あい 保護者が、就 労、職 業 訓練、障 がい、傷 病 、出 産等により付添いができない場合
- ② 通所 ほごしゃ にゅういんなど ・ 週所 ぽ こ しゃ にゅういんなど え じ じょう ぱ あい いちじ てき りょう かぎ 保護者の入 院等やむを得ない事情 による場合(一時的な利用に限る。)

### りょうしゃ ふ たん **5 利用者の負担**

い どうし えん りょうしゃ ふ たんわりあい りょうしゃ ぞく せ たい しょとくじょう 移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯(※)の所得状 きょう つぎ 況 によって、次のとおりとなります。

	せいかつほご じゅきゅうせたい 生活 保護受給 世帯	しみん ひかぜい せたい 市民非課税世帯	しみん ぜいかぜい せたい 市民税課税世帯	
ふたん わりあい	<sup>むりょう</sup>	<sup>むりょう</sup>	10%	
負担割合	無料	無料		

せ たいはんい かんが かた しょうがいふくし じゅん あつか ※ 世帯範囲の考 え方については、障 害福祉サービスに準 じる扱 いとする。

### 6 サービスの内容

の介助に限られます。 具体的な事例については、以下のとおりとなります。

- い どうし えん たいしょう かんが じ れい (1) 移動支援の対象 と考 えられる事例
  - がいしゅっ じゅんび ともな し えん けんこうじょうたい
     外出 の準 備に伴 う支援(健康状 態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準 備
    など
    等)
  - い どう ともな し ぇん くるま じょうこうかいじょ こうつうき かん り ようほ じょなど 移動に伴 う支援(車 への乗 降介助、交通機関の利用補助等)
  - がいしゅつちゅう がいしゅつ ぜんご し えん だいどく だいひつなど 人 山 中 み ろ の 内 山 の 前後に セ け ス コ こ ュ ー ケ ― シ ュ ン の 幸 揺 ( 伊 詩 伊 等 笙
  - 外出 中 やその外出 の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
  - がいしゅつさき ひつよう し えん はい かいじょ しょくじ かいじょ こうい かいじょ し せいほ じ
     外出 先での必要な支援(排せつ介助、食 事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット
    こうにゅう し えんなど
    の購入 の支援等)
- い どうし えん ふく かんが じ れい (2) 移動支援に含まれないと考 えられる事例
  - びょういんなど たん ま じ かん ぐ たいてき し えん おこな ひつよう ば あい o 病 院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行 う必要がない場合

及びそれに類する場合

がいしゅっ しゅ もくてきち い どうし えんじ ぎょうしょなどあず こうい おこな ば あい い○ 外出 の主たる目的地を移動支援事業 所等として『預かり行為』を行 う場合(※移どうし えん しょう しゃ じ たい がいしゅっし えん もくてき動支援は、障 がい者(児)に対する外出 支援を目的としているため、保護者のレスがイトを目的としたものは対象 とはならない。)

# 7 サービス提供 者の資格要件

い とうし えん ていきょう あ しょう しゅべつ じゅうじ しゃ ひっよう し かく こと 移動支援のサービス提供 に当たっては、障 がい種別ごとに従 事者の必要な資格が異 でき 心要な資格要件については、次のとおりとなります。

しょうしゃ 対象 者 けんしゅうか ていなど 研修 課程等	ぜんしんせいしょう 全身性障 しゃ じ がい者(児)	し かくしょう 視覚 障 がい しゃ じ 者 (児)	ち てきしょう 知的 障 がい しゃ じ 者 (児)	せいしんしょう 精神障がい しゃ じ 者(児)	<sup>なんびょうしゃ</sup> 難病 者( じ 児)
かいご ふくし し 介 護福 祉士			0	0	
じつむ しゃけんしゅう 実 務者 研 修			0	0	
しょうがいきょたくかいご 障害居宅介護			0	0	
しょにんしゃけんしゅう きゅう 初任者研修 (旧 しょうがい きゅう 障害1~2級)					
しょうがいきょたくかい 障 害居宅介					
ごきそけんしゅう きゅう 護基礎研修 (旧 しょうがい きゅう 障 害 3級 )			0	0	
かいご ほ けんしょ 介 護保険 初					
にんしゃけんしゅう きゅうかい 任者研修 (旧 介 ご ほ けんほうもんかいご いん 護保険 訪問介 護員 1 きゅう ~2級 )			0	0	
きゅうかいご ほ けんほうもんかい 旧 介護保険 訪 問 介 ご いん きゅう 護員 3級			0	0	
<sub>こうどうえんご</sub> 行 動 援 護			0	0	
じゅうど ほうもんかいご 重 度訪 問 介 護(※ 1)	0				0
<sub>どうこうえんご</sub> 同 行 援 護		0			
ガイドヘルパー	ぜんしんせい 〇(全身性※ 2)	<sup>しかく</sup> ○(視覚※3)	<sup>ちてき</sup> ○(知的※4)		ぜんしんせい 〇 (全身 性 ※ 2)

にちじょうせいかつし えんじゅうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ ふく

- ※1 日常 生活支援従 業 者養成研修 修 了 者を含む。
- ぜんしんせいしょうがいしゃがいしゅつかいこ じゅうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ ぜんしんせいしょうがいしゃい どうかいご じゅう ※2 全身性障 害者外出 介護従 業 者養成研修 修 了 者、全身性障 害者移動介護従 ぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 業 者養成研修 修 了 者。
- し かくしょうがいしゃかいしゅつかいご じゅうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ し かくしょうがいしゃい どうかいご じゅうぎょうしゃ ※3 視覚障 害者外出 介護従 業 者養成研修 修 了 者、視覚障 害者移動介護従 業 者ょうせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 養成研修 修 了 者。
- ち てきしょうがいしゃがいしゅつかいご じゅうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ ち てきしょうがいしゃい どうかいご じゅうぎょうしゃ ※ 4 知的障 害者外出 介護従 業 者養成研修 修 了 者、知的障 害者移動介護従 業 者ょうせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 養成研修 修 了 者。

### た りゅうい じ こう 8 その他留 意事項

- (2) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (3) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護(通院等介助)や介護 (3) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護(通院等介助)や介護 (3) 保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。
- (4) 移動支援事業 所又はヘルパーの車 を用いて移動する場合、原則、道路運送法上 のきょか など ふょう しょうさい どうろうんそうほう きょか また とうろく よう うんそう かん 許可等は不要です。詳 細は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」(令和6年3月1日国自上 の許可等は不要です。詳 細は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関い、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関い、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関けるガイドラインについて」(令和6年3月1日国自上 の許可等は不要です。詳 細は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについれいか なん がつ にちくにじ りょだい ごうかくかくち ほううんゆ きょくじ どうしゃこうつうぶ ちょう おきなわそうごうじて」(令和6年3月1日国自旅第359号各各地方運輸局 自動車交通部長 ・沖縄総合事む きょくうんゆ ぶ ちょうあてこくど こうつうしょうぶつりゅう じ どうしゃきょくりょかくか ちょうつうち かくにん うえ はんだん まな 務局 運輸部長 宛国土交通省 物流 ・自動車局 旅客課長 通知)を確認の上、判断に迷る場合は運輸局 へお問い合わせください。
- (5) グループ支援型は、一方の利用者の外出 準 備に予定より時間を要したり、急 なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十 分に りょうしゃ せつめい ひつよう 利用者に説明しておく必要があります。

### い どうし えん かん 9 移動支援に関するQ&A

### Q1グループホーム入 居中 に移動支援を利用する場合

グループホームに入 居している間 も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入 居している間 も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。なお、ままたくかいご つういんとうかいじょ かん ひとつき かい げんど 居宅介護 (通院等介助) に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

### い どうし えん つういんじ とりあつか Q 2 移動支援における通院時の取扱 い

つういんとうかいじょおよ つういんとうじょうこうかいじょ たいしょうしゃ かいご ほ けん ひ ほ けんしゃ きょたくかいご 居宅介護 (通院等介助及び通院等乗 降介助) の対象 者や介護保険の被保険者につい しょうがいふくし およ かいこ ほ けんせいど ゆうせん りょう 障 害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。 **ゆ**うせん ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援 か のう か のう ただしが可能です (グループホーム入 居者は利用不可。上 記Q1参照 )。 また、院内での介助については、基本的にはたりのスタッフによって対応されるべき ものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい  $t_{x ext{-}5 ext{-}8 ext{-}5}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}4 ext{-}5}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}5 ext{-}4}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}5 ext{-}5}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}5}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}5}$   $t_{x ext{-}5 ext{-}5 ext{-}$ ر۱ \_ 内の配置がわからず、付添いが必要となる場合や、知的障がいのある方で、慣れたへ ば あいなど かんが ルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考 えられる。)であれ い どうし えん たいしょう ば あい たん ば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や い どうし えん り ゆう さんてい いっしょ 不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。だから 一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

# Q3 入 退院時の利用

にゅうたいいん さい い どうし ぇん り ょう 入 退院の際に移動支援を利用することはできますか。

にゅうたいいんじ い どうおよ じゅんび など し えん ひっよう ば あい い どうし えん りょう A 入 退院時であっても、移動及びその準 備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用 か のう は可能です。

ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わり りょうなどはあいたいしょう の利用等の場合は対象となりません。

# ひょういん し せつ にゅういん にゅうしょちゅう ぱ あい Q 4 病 院や施設に入 院・入 所中 である場合

施設入所中(障害者自立支援法及び介護保険に基づく入所施設等)の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上 必要な外出 支援を行っせるであるため、施設入 所中 (福祉型短期入 所中 を含む)の方は、外泊中では、ただし、大人 にゅういんちゅう かた りょうようかいご およ い りょうがたたんき にゅうしょ し きゅうけっていしゃ ふく ただし、入 院中 の方(療 養介護及び医療 型短期入 所の支給 決定者を含む。な

ただし、入院中の方(療養介護及び医療型短期入所の支給決定者を含む。ない りょうがたしょうがいじ にゅうしょし せっ にゅうしょしゃ ふく いりょうがたしょうがいじ にゅうしょし せっ にゅうしょしゃ ふく いりょうき かん かいお、医療型障害児入所施設の入所者は含まない。)で、医療機関から日帰りで外しゅつ は あい はくい じょう がいはく いりょうき かん がいはくさき い き ば あい い どうし出する場合や1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合は、移動支えん りょう 援を利用することができます。

### Q 5 1回当たりのサービス提供 時間

TUB ますじ かん せいげん 1回のサービス提供 時間に制限はありますか。

### Q6 市外に行く場合の移動支援

しがいいいはあいいどうしぇんりょうかのう A 市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

#### みずか うんてん Q7 ヘルパー自 らが運転する場合の算定

ば あい くるま り よう もくてきち い どう ヘルパーが運転する車 を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象 となりますか。

Aずか うんてん ぱ あい うんてんじ かんちゅう じょうじ し えん おこな じょうたい A ヘルパー自 らが運転する場合、運転時間中 は、常 時支援が行 える状 態にはない ため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

#### じ ぎょうしゃなど しょゆう くるま り よう Q8 事業 者等が所有する車 の利用

い どうし えん じっし しょゆう くるま もち 事業 者もしくはヘルパーが所有する車 を用いて、移動支援を実施することはできます か。

じ ぎょうしゃなど しゃりょう もち い どうし えん おこな 事業 者等の車両 を用いて、移動支援を行 うことはできます。ただし、ヘルパーが じ ぎょうしゃなど しゃりょう もち い どうし えん おこな かいじょ うんてんちゅう うんてんしゅ ば あい おこな जित्तरहरू के विकास विकास जित्तर कि जित्त 運転手を兼ねる場合にあっては、運転中 は介助が行 われている状態とは見なせない こうじょ じ かん ていきょうじ かん ため、運転している時間をサービス提供、時間から控除して算定することとなります。

し えん ば あい (例) 【10:00~13:00までの支援の場合】

がいしゅつ じゅんび まよ しゃりょう じょうしゃかいじょ 外出 のための準 備及び車両 への乗 車介助

10:00~10:30 うんてんちゅう さんていたいしょうがい

運転中 (※ 算定対象外) 10:30~11:00

**海車介助、目的地での介助、乗車介助** 11:00~12:00

 うんてんちゅう
 さんていたいしょうがい

 運転中
 (※算定対象外)

 こうしゃかいじょおよ
 こうい かいじょ

 12:00~12:30

12:30~13:00 降車介助及び更衣介助

じょうき じっさい 上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1 かいじょ おこな じゅたい さんていたいしょうがい 時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象 外とな じ かんすう さんてい じっかん ります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

#### は けん よう ヘルパー派遣に要する交通費 Q 9

こうつうひ り ようしゃ ちょうしゅう ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴 収 することは可能ですか。

じ ぎょうしゃ うんえいき てい なか さだ つうじょう じ ぎょう じっし ち いき 事業者が運営規定の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣 する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地 域。以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意 を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合にあっても、その目的地が『通常の事業」の実施が、 はまいまい がい にょうき どうよう こうつうひ ちょうしゅう か 施地域』以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

#### ふくすう もくてきち 複数の目的地がある場合 010

かい い どうし えん ふくすう もくてきち 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

複数の目的地に行くことに対する制限はありません。
いちれん がいしゅつ なか かしょ い どうし えん たいしょう もくてきち ふく
ただし、一連の外出 の中で、1箇所でも移動支援の対象 とならない目的地が含まれば あい とうがいい どうし えんぜんたい さんていたいしょう

る場合は、当該移動支援全体が算定対象 となりません。

### もくてきち Q11 目的地のみの支援

か ぞくなど もくてきち そうげい ば あい じ ぎょうしゃ もくてきち し えん おこな 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことに なりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

い どうし えん たいしょう A 目的地が移動支援の対象 となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、 い どうし えん りょう かのう 移動支援の利用は可能です。

こうい ば あい かんが ただし、いわゆる『預かり行為』と考 えられる場合は、利用対象 外となります。

#### がっこうぎょうじ がいしゅつ Q12 学校行事での外出

がっこうぎょうじ えんそく しゃかいけんがくなど がいしゅつ さい い どうし えん り よう 学校行事(遠足、社会見学等)で外出 する際に移動支援を利用することは可能です か。

じゅぎょう いっかん たいおう A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動 支援の対象 外となります。

# Q13 ヘルパーが一緒に食事をする場合

がいしゅつさき りょうしゃ いっしょ しょくじ ば あい い どうし えん さんてい か のう 外出 先で利用者とヘルパーが一緒に食 事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないた い どうし えん さんていたいしょう ふく め、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

# Q14 スーパー銭湯や温泉での入 浴

せんとう おんせんなど よ か もくてき にゅうよく ば あい にゅうよく ともな かいじょ い どうし えん スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入 浴の場合、入 浴に伴 う介助を移動支援 たいしょう よ な の対象 として良いのでしょうか。

きょたくかいご しんたいかいご にゅうよくかいじょ よう じ かんすう ふ そく おぎな など 居宅介護(身体介護)での入 浴介助に要する時間数の不足を補 う等の目的では、移 どうし えん たいしょう こうしゅうよくじょう もくてき 動支援の対象 とはなりませんが、公衆 浴場 等における余暇を目的とした入 浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象 として差し支えありません。 きょたく よくしつ せま じゅうぶん かいじょ おこな など じ じょう なお、居宅に浴室がない、または狭くて十 分な介助が行 えない等の事情 によっ たまたくかいご しんたいかいご にゅうよくかいじょ こうしゅうよくじょうなど い どう ふく に限り、居宅介護(身体介護)にて入 浴介助(公衆 浴場 等までの移動を含む。)を かのう さんてい 算定することが可能です。

# Q15 プール内での支援を行 う場合

が、どうし、えん りょう は は あい なか かいじょ い どうし えん さんてい 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

### い どうし えんじ ぎょうしょなど かいさい たずさ ぎょうじ など りょう Q16 移動支援事業 所等が開催に携 わる行 事等の利用

い どうし えんじ ぎょうしょなど かいさい はつあん き かく うんえいじっし て つだ ふく しゅうだんりょこう えん **移動支援事業 所等が開催(発案・企画・運営実施の手伝いも含む)する集 団旅行・遠** かつどう さい い どうし えん りょう 足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。 また、事業 所等とは別の団体が開催する行 事等であっても、事業 所等の職 員又は かんけいしゃ かいさい かんよ ほっかん たいしょう 関係者が開催に関与している場合は対象 とはなりません。

### Q17 年齢による利用制限

い どうし えん りょう あ ねんれい せいげん 移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。

A 支給 決定を行 う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、 しょう しゃ じ たい がいしゅっし えん もくてき ほご しゃ しんがする外出 支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就 学児等であって、障 がいの有無にかかわらず単独での外出 が見たる (例えば、5歳である児童が、単独で病 院に行くことやデパートに行っうじょうそうていくといったことは通常 想定されない。) については、原則、移動支援の対象 となりません。

また、年齢による入場制限(プール、映画館等)の設けられている施設についてたんどく りょう かのう ねんれい たっぱ は、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象 となりません ほんらいほ こしゃ っぱ で がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。)。

ては、移動文族の利用は週目ではない。)。

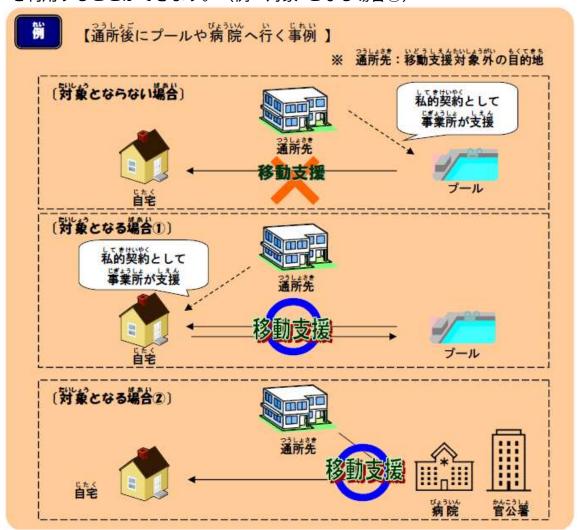
かでくなど いっしょ がいしゅつ ば あい ほんにん しょう じょうきょう か ぞく ただし、家族等が一緒に外出 する場合において、本人の障 がい状 況 により、家族のみでは介助が行 えない場合や、介助する家族等の障 がい等により移動時の介助がでは、あい は あい など い どうし えん りょう かのうきない場合については、未就 学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

# Q18 通所途中 に目的地へ向かう場合

つうしょさき びょういん い どう ば あい つうしょさき じ たく い どう い どうし えん 通所先から病 院やプールまで移動する場合、通所先から自宅までの移動に移動支援を りょう 利用することはできますか。

A 本市では、『通年かつ長 期にわたる外出 』への利用を移動支援の対象 とはしておっきしまじ い どうし えん りょう しっきしまじ い どうし えん りょう ちく のず、通所時に移動支援を利用することはできません。通所途中 にプールといった目できません。かいろり場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的には通所のした えん がいとう かんが さん がいとう かんが さん がいとう かんが さん がいとう かんが さん がいとう なん なん がいとう なん かいとう ならない場合①)

きょたく してんまた しゅうてん どういっ い どうし えんじ ぎょうしょ し えん おこな しかし、居宅が始点又は終 点であって同一の移動支援事業 所が支援を行 うことを じょうけん つうしょと ちゅう びょういん かんこうしょ そうだんし えんじ ぎょうしょ む ば あい かぎ い どうし えん 条 件に、通所途中 に病 院や官公署、相談支援事業 所へ向かう場合に限り、移動支援 りょう まん たいしょう ば あい を利用することができます。 (例:対象 となる場合②)



# Q19 準 備のみを行 って外出 できなかった場合

がいしゅっ ょうい とつぜん りょうしゃ ぐ あい わる がいしゅっ 外出 のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出 できなくなっぱ あい い どうし えん さんてい た場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出 のための着替え、準 備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対 い こう じ かん い どうし えん たいしょう な となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象 とはなりません。

# Lんたいかいご ともな ば あい しんたいかいご ともな ば あい ないよう Q20 『身体介護を伴 う場合』と『身体介護を伴 わない場合』のサービス内容

しんたいかいご ともな ば あい しんたいかいご ともな ぱ あい ていきょう 『身体介護を伴 う場合』と『身体介護を伴 わない場合』では、提供 できるサービス c をがあるのですか。

A 『身体介護を伴 う場合』と『身体介護を伴 わない場合』については、あくまでも報います。 く ぶん はいりますので、実際に提供 できるサービス内容に違いはありません。 なお、この区分については、日常 生活において、「食 事」と「排せつ」のいずれにはんだん かいじょ ひつよう はんだん おいても介助が必要であるかどうかで判断しています。

### りょこうちゅう いどうし えん りょう Q 2 1 旅行中 における移動支援の利用

りょこう さい いどうし えん りょう かのう 旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

りょこうちゅうい どうし えん りょうA 旅行中 であっても移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での小助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

### Q22 『通年かつ長 期にわたる外出 』に該当するもの

っラがく っラしょ つラえん がくどラほ いく そラげいい がい っラねん ちょラセ がいしゅっ がいとぅ 通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長 期にわたる外出 』に該当 するものはありますか。

A 『通年かつ長 期にわたる外出 』とは、年間を通し、日々継続して必要となるような がいしゅつ そうてい つうがく つうしょ つうえん がくどうほ いく そうげい い どうし えん 外出 を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の 対象 から除いております。

したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外しゅつ ていき てき せいげん とういっようび せいげん として同一曜日になっている外出 や定期的となっている外出 (習い事やサークル活動など)を制限するものではありません。

### い どうし えんじ ぎょうしょ もくてきち がいしゅっ Q 2 3 移動支援事業 所を目的地とした外出

がいしゅつ もくてきち い どうし えん ていきょうじ ぎょうしょ ば あい い どうし えん りょう か 外出 の目的地が移動支援のサービス提供 事業 所である場合に、移動支援の利用は可 のう 能ですか。

A 外出 の目的地が移動支援事業 所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされ いとうし、えん たいしょう るため、移動支援の対象 とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむ  $\frac{1}{2}$  を得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象 となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に い どうし えんけいかくじょう し えん ひつようせい めいき ひつよう ひつよう かいじょ ひっとうし えんけいかくじょう し えん ひつようせい めいき ひつよう 限られますので、移動支援計画上に支援の必要性を明記する必要があります。

### Q 2 4 短期入 所への移動支援

たんき にゅうしょ りょう さい そうげい いどうし えん りょう かのう 短期入 所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入 所の利用に当たっては、障 がいの程度等により、自 ら入 所することが困難 りょうしゃ たい りょうしゃ そうけい よう な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬 上 一定の評 価が行われているため、原則、当該事業 所が対応することになります。

### し えんがた ていきょうぎ む Q25 グループ支援型の提供 義務

し えん りょうもうしこみ ば あい かなら ていきょう グループ支援による利用申 込があった場合は、必 ずサービス提供 しなければなりませんか。

など、障がいの特性によってはグループ支援になじまないこともあります。
したがって、グループ支援型の提供については、事業者が適切なサービス提供が
のう はんだん ば あい じっし
可能と判断した場合のみ実施することとします。

# Q26 グループ支援型の資格要件

し えん おこな ば あい とくべつ し かく ひつよう グループ支援を行 う場合、ヘルパーに特別な資格は必要ですか。

A ヘルパーの資格要件は、個別支援型と同様です。ただし、利用者の障がい種別が異なる場合、そのいずれにも提供可能な資格を有している必要があります。

# Q27 『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のグループ支援型

し えん おこな うえ し しょう じ ぎょうしゃ はんだん ば あい し えんかた A 支援を行 う上で支障 がないと事業 者が判断した場合については、グループ支援型 し えん じっし で っか による支援を実施して差し支えありません。

# Q28 出発地が異なる場合のグループ支援型

Lpoぱつち こと ぱ あい し えん 出 発地が異なる場合でも、グループ支援はできますか。

りょうしゃ しゅっぱつち こと しっぱんがた りょう かのう A それぞれの利用者の出 発地が異なっていても、グループ支援型の利用は可能です。

# Q29 出発地が異なる場合のグループ支援型

\* ゅ ばしょ こべつし えんがた \* ゅ ばしょ し えんがた \* 待ち合わせ場所までは個別支援型、待ち合わせ場所からはグループ支援型によるサービ ていきょう か のう ス提供 は可能ですか。

A マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合も、一連の外出全てにおいてグルー プ支援型の報酬を算定してください。

### Q30 グループ支援型におけるキャンセルの取扱 い

し えんがた いっぽう りょうしゃ ぱ あい じ ぎょうしゃ ほうしゅう グループ支援型で一方の利用者がキャンセルした場合、事業 者の報酬 はどうなりますか。